

事業系廃棄物の減量化・資源化・ 適正処理の推進

第1部 事業者の責務



廃掃法の目的

横浜市資源循環局マスコット イーオ



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

（目的）

第1条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、**生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的**とする。

- 昭和46年施行、頻繁に改正されている。
- 罰則も厳罰化の傾向にあり、**最高刑は5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人3億円以下）**。
- 自治体では法の趣旨に基づいて条例等を制定している。

事業者の責務

法律第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

条例※第4条

事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（※横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例）

事業用大規模建築物(大規模事業所)とは

条例第18条 (規則※第6条)

大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

例：ショッピングセンター、大型スーパー、百貨店など

小売店舗：店舗用の延床面積が500㎡を超え、1,000㎡以下

例：ドラッグストア、小型のスーパーなど

小売店舗以外：事業用の延床面積が3,000㎡以上

例：学校、ホテル、オフィスビルなど

(※横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則)

事業用大規模建築物所有者等の責務

- 所有者は、事業系廃棄物の減量化・資源化を図る
- 入居事業者は、建築物の所有者に協力する

(条例第18条)

- 所有者は、減量化・資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し。市長に届ける

(条例第20条)

(横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例)

廃棄物管理責任者の役割

廃棄物処理法や横浜市一般廃棄物処理計画などの
廃棄物関係法令に従って

- 指導・啓発・教育等
- 種類・量などの把握
- 減量化・資源化推進組織・体制の構築
(社内リサイクル組織を作る、テナント会議開催など)
- リサイクルのための環境づくり
(分別容器などの導入、廃棄物保管場所の整備・整理)

減量化・資源化等計画書の提出

(条例第19条)

事業用大規模建築物の所有者は毎年1回提出

内容：廃棄物等の種類ごとに、

- ・ 過去2年の廃棄量・資源化量
- ・ これから1年の排出計画

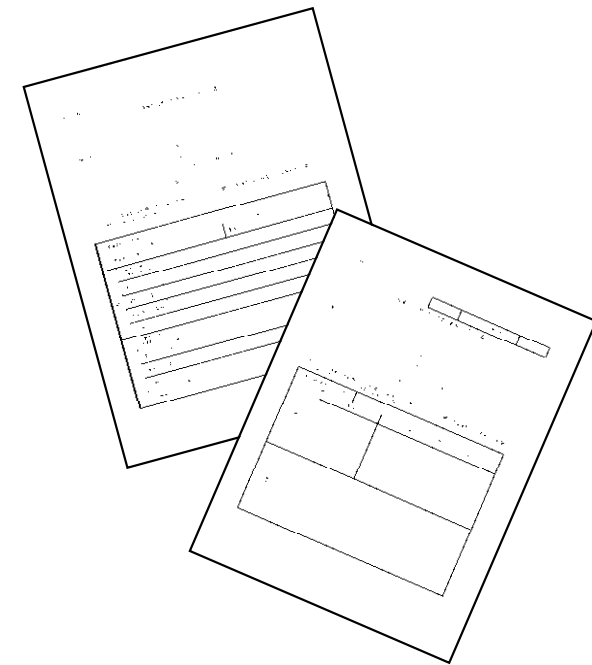
期限：毎年5月31日

廃棄物管理責任者を選任(変更)したとき→

「廃棄物管理責任者選任(変更)届」を提出

その他の事項を変更したとき→

「減量化・資源化等計画書記載事項変更届出書」を提出



届出がないと通知文のあて名なども変更になりません。ご注意ください！

立入調査の実施

(法律第19条、条例第49条)

提出いただいた「減量化・資源化等計画書」に基づき立入調査を実施します。

【御用意いただくもの】

①一般廃棄物関係書類

(収集運搬に係る契約書および許可証写)

②産業廃棄物関係書類

(収集運搬に係る契約書および許可証写・産業廃棄物管理票)

(処分に係る契約書および許可証写)

【立入調査の内容】

①廃棄物の適正な契約・分別・処理

②減量・リサイクルの推進状況

③廃棄物保管場所の状況 など



☆廃棄物管理責任者の立ち会いのもとに行います。

☆改善を求め、結果を報告していただく場合があります。